第六条第七号	労働者派遣事業の許可の取消し	労働者派遣事業の廃止の命令	
第六条第八号	前号	特定地域づくり事業協同組合が、前号	
	届出をした者が法人である	届出をした	
	当該法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）	当該特定地域づくり事業協同組合（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）	
第八条第二項	許可証の交付を受けた者は、当該許可証	第五条第二項の規定による届出書を提出した者は、当該届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類	
第十四条第一項	、第五条第一項の許可を取り消すことができる	労働者派遣事業の廃止を、当該労働者派遣事業（二以上の事業所を設けて労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時第六条第五号から第八号までのいずれかに該当するときは当該労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる	
第十四条第一項第四号	第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項	第三十条第二項	
第二十六条第三項	第五条第一項の許可を受けている	第五条第二項の規定により届出書を提出している	
第四十八条第三項	第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項	第三十条第二項	
第五十九条第四号	第十四条第二項	第十四条	
第六十一条第一号	第五条第二項（第十条第五項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は第五条第三項（第十条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類	第五条第二項に規定する届出書又は同条第三項に規定する書類	

3　特定地域づくり事業協同組合は、この法律及び労働者派遣法その他の労働に関する法令を遵守するとともに、第一項の規定による労働者派遣事業の適正な実施に努めなければならない。

4　国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合が法令を遵守し及び第一項の規定による労働者派遣事業を適正に実施するために必要な助言、指導その他の措置を講ずるものとする。

5　厚生労働大臣は、特定地域づくり事業協同組合に対して第二項の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第十四条の規定又は労働者派遣法第四十九条の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を当該特定地域づくり事業協同組合について第三条第一項の認定をした都道府県知事に通知しなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、第一項の規定による労働者派遣事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（区域外派遣の禁止）

第十九条　特定地域づくり事業協同組合は、前条第一項の規定による労働者派遣事業に関し、職員を当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の区域外の事業所に派遣してはならない。

（権限の委任）

第二十条　この章に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第三章　雑則

（地域づくり人材の活躍の推進に資する取組への支援）

第二十一条　国は、地方公共団体が行う移住及び定住の促進、地域における子育て環境等の生活環境の整備その他の特定地域づくり事業を担う地域づくり人材の活躍の推進に資する取組を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

（啓発活動）

第二十二条　国及び地方公共団体は、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業に関する国民の理解と関心を深めるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

（経過措置）

第二十三条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（総務省令への委任）

第二十四条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第四章　罰則

第二十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　偽りその他不正の手段により第三条第一項の認定、第五条第一項の変更の認定又は第六条第二項の有効期間の更新を受けた者

二　第五条第一項の規定に違反して第三条第二項第四号から第六号までに掲げる事項を変更した者

第二十六条　第十三条第一項若しくは第二項又は第十四条第一項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第五条第五項又は第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条　国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。